

# 經濟論叢

第十二卷 第三號

---

- ルール炭鉱労働力の存在形態……………大野英二 1
- イギリス最低賃金制發展過程の一考察(二)  
……………前川嘉一 28
- 社会政策と社会保障……………與田 柁 50
- 十九世紀におけるアメリカ労働日思想  
についての一考察……………小林英夫 63
- 

昭和三十三年九月

京都大學經濟學會

## 十九世紀におけるアメリカ労働日

### 思想についての一考察(一)

小林 英夫

#### 一、はしがき

ヨーロッパ的なまたアメリカ的な常識になじまない人間に  
つては、ある種の無造作かげんが、ちよつと意外に感じられた  
りするものである。ロイヤル・モントゴメリー氏 (Royal E.  
Montgomery) がつぎのようにかいたときの素っけなさも、ち  
よつどそのようなものであった。「いく千の労働争議は、労働  
時間の問題を中心としてきた。実際それは、紛争の原因として  
は、重要性において賃金にのみ譲つてきたのである。」<sup>1)</sup> もち  
ろんかれは嘘をいつたわけではない。ただかれの常識が、あま  
りにも無造作にでただけのことである。けれどもこのモン  
トゴメリーの寸言には、一世紀半にわたる史実の集積が顔をのぞか  
せている。労働時間の短縮運動の絵まきは、一七九一年にフイ

ラデルフィア (Philadelphia) の大工たちが十時間労働日を要  
求して繰りひろげたストライキの場面をもつてはじまるが、そ  
れはまた、労働運動一般の起源をもしめず賃金ひき上げのスト  
ライキの年代記とともに古い。そのうえに、「はじめてアメリ  
カの賃金労働者が職業間の線をこえて雇主との闘争にひとつの  
階級として団結した」一八二七年のストライキが、やはりフイ  
ラデルフィン大工の十時間要求のストライキだったことは、非  
常に象徴的である。とすれば、十九世紀前半の十時間運動やそ  
の後半の八時間運動のように、労働時間の問題が歴史上の一時  
期を劃しえたということは、まったく自然な帰結であったとい  
えるかもしれない。

けれども、ただたんに労働時間の問題が労働争議の求心点で  
あったという事実そのものには、それほど重要性をみいだすこ

とはできない。重要なのは、むしろ労働日短縮の思想的根柢である。人間社会の現象としてひとつの運動が、突発的な孤立的発生の段階からより高次の継起的発生の段階にまで昇華していくためには、それに要する巨大な社会的エネルギーが、ひとつの思想をつうじて燃焼させられなければならない。労働日短縮の運動についても、このことは例外ではない。しかしながら、労働日短縮の運動がアメリカの労働運動一般の重要な一環であつたかぎり、またとくにその重要性のゆえにこそ、労働日短縮の思想は、労働運動の全般的思想の動きと密接にむすびついており、より適切に言えば、前者は後者の動きを反映しているにすぎなかつたのである。

おなじことは、労働運動一般の思想や哲学の動きについてもいえるはずである。それは、経済や社会や政治という巨大な歯車のかみあう図が、そのなかに呻吟する人間の頭脳の鏡に投影されたものであり、またそのかみあう音の共鳴でもあつた。この関係は、ひと口に言えば植民地的アメリカの成長しゆく過程のおりなす唐織りである。植民時代の冬眠から目ざめてすばやく商業資本主義の衣裳を身につけたばかりのアメリカには、まづ生産者と消費者とのあいだの政治的経済的不平等がたて糸としてあらわれ、さらに市民としての目ざめが生産者をしてそのうえによこ糸をおらしめる。ついで一八三五年から二六六年にいたる物価騰貴と労働者の市民権的要求からの訣別、一八三七年

の不況もたらした惨状と人道主義的ユートピア思想の據頭、そのユートピアの反動と五十年代のいわゆる「新労働組合主義」(New Trade Unionism)——その模様はなかなか多彩ではある。しかし一八五七年の恐慌とそれにつづく内乱とともに、その華かさはほんのしばらく色あせてしまい、組合主義もすくなくとも一世代ちかく身をひそめる。けれども幕間のうちには、次幕への用意がなされている。そしていまや道化師が、その粧いもあらたに登場する。南北戦争のもたらしたいわゆる「全国化」(Nationalisation)時代であつて、生産や分配やその他のあらゆる経済機構が全国化され、それにおいて労働組織も全国化されるという事実を背景として、かの道化師は、一般的八時間制という世紀の夢を演じようとする。けれども夢はいづれは現つの前にはかなく消える。その夢がやぶれ、また社会主義者たちの考えのむなしさが理解されたとき、全国化のもたらした熟練労働組織の安定性と労働協約の進展という事実にははまれながら、五十年代にわびしくきえた組合主義が、ふたたび元氣な産声をふるわしたのである。そこには八十年代の希望があつた。

労働日短縮の思想は、この労働運動一般の思想の移り変りを直接にうつし、またその移り変りを方向づけた経済の歯車のかみあいの音を間接にひびかせる。ジョン・コモンズ教授(Professor John R. Commons)は、この映像「共鳴関係のす

ばらしいデッサンを描いてみせた。「どうしたいか」の歴史  
 的時期は、その特徴的運動ばかりでなく、その運動への帰依者  
 を獲得し、または世間からの支持をうるために考えだされた特  
 徴的な論議や理論や哲学をもうみだしてきた。かくて労働時間  
 の短縮のための論議や口実は、より多くの閑暇を確保するとい  
 う市民権の見解とともに出發し、ついで救いのない酷使にたい  
 する人道主義的嫌惡となり、ついで五十年代には雇用の創出に  
 かんする旧労働組合哲学となり、ついで六十年代には生活水準  
 の新労働組合哲学となり、ついで労働協約の機會主義的交渉と  
 なり、ついに、健康への脅威の程度にかんする現実の事実にも  
 もとづく国家の警察権の哲学となった。各歴史的時期は、<sup>39)</sup>き  
 の時代への恒久的な貢獻として、それ自身の理論をのこしてき  
 たのである」と。ここでは、アメリカの労働運動の時代区分  
 が、そのまま労働日短縮の思想史のうえの時代区分となつてあ  
 らわれ、また各時代ごとに思想の共鳴現象がくりかえされてい  
 る。すなわち、市民権時代と閑暇の要求、人道主義時代と肉体  
 の酷使への反対、組合主義時代と作業定量説、全国化時代とア  
 イラ・ステュアート (Ira Steward) の生活水準哲学、ふたた  
 び組合主義時代とそれに対応する理論——この思想の流れは、  
 かならずしも合衆国に個有的ものではなかったけれども、これ  
 ほど鮮明な姿を誇示しえたということは、なんとしてもアメリカ  
 カ労働史上の特徴的な現象のひとつであった。

十九世紀におけるアメリカ労働日思想についての一考察

(1) Harry A. Mills & Royal E. Montgomery, *Labor's Progress and some Basic Labor Problems*, New York, 1938, p. 463. なおノーマン・サッチャー教授もおなじくこのようにしている。「アメリカの労働運動のはじめから、労働日における時間数の問題は、賃金問題にたいしてのみみるく考えられてきた」と。(Norman J. Ware, *The Labor Movement in the United States 1860-1895*, New York, 1929, p. 299.)

(2) John R. Commons and associates, *History of Labor in the United States*, vol. I, New York, 1926, p. 25.

(3) *Ibid.*, pp. 13-14.

### 一 市民の目とめ

アメリカの労働者たち、よりひろくいつて生産者たちが、その市民権的要求に目ざめたことのうちには、経済の仕組みのうえの大きな変化があった。植民時代の職人は、みづから農場なりプランテーション (Plantation) をつぎつぎに遍歴する巡り職人 (Itinerant) であるか、より高次の形態として自己のもとに消費者がやってくる定着的な生産者であつて、かぎられた市場のなかには、のどけさが漂っていた。親方と職人と商人との三機能は、後者の形態では同一人にぞくし、前者の形態では分離していたけれども、この三機能のあいだにはいつれにせよ

冷厳な利害の対立はなく、価格取引と賃金取引とはおなじものであった。しかし、一七八七年の連邦憲法によって各種民地間の障壁がならされて市場が拡大されてくると、商業資本家または資本家的卸売業者が登場して経済の要を掌握するにいたり、製造業者はその支配のもとにおかれてしまった。いまや雇主としての製造業者―親方の利潤は、真の生産者たる賃金労働者―職人に支はらう価格と商業資本家から受けとる生産物代金との差額としてしめされ、かれの利潤の多寡は、労働にたいする支払価格を切りさげうるかれの能力のいかんによることとなった。生産を担当する二者のこの利害対立は、いままでもおなじものと考えられていた価格取引と賃金取引とを分裂せしめ、その二者は、この取引機能のそれぞれをば分ちもった。そこにはギルド(Gild)の廃墟があり、職人たちの夢のあとにトレード・ユニオン(Trade Union)の芽ばえがあった。

「花ひらくニュー・イングランド」ということばは美しいけれども、この十九世紀はじめの職人たちにとっては、現実の生活が花のしおれを感じさせた。かれらは、なによりもまず生活に太陽を求めていた。すでにあたえられた選挙権を理想的に行使する市民となるためにも、それは求められねばならなかった。かれらのつくった労働生産物を消費するひとびと―消費者とかれら―生産者とのあいだには、あまりにも大きな生活上の開きがあった。より多くの閑暇と公立学校教育の要求という二

本の柱が、かれらの目ざめをささえた。この時代の労働者の要求は、もっぱら財産権にたいして人権を主張する個人主義的なものであって、財産税を財源とする自由教育、職人の財産留置権、債務の不履行を理由として債権者が債務者の身柄をさし押えることの禁止、またおなじ理由によるさし押えから賃金労働者の賃金および道具を免除することなどが、そのおもなものであった。

より多くの閑暇の要求も、その重要なひとつであった。厳密な意味で「市民権時代」とよびうるのは、一八二七年から一八三三年にいたるまでであろうが、その動きは一八二五年にはつきりとあらわれている。すなわちその年にボストンの家大工たち六百人は、大工の需要の多くなると予想された春をわざとえらんで、十時間労働日を要求する初めてのストライキをおこなったのである。その要求の理由は、もちろんより多くの閑暇をえようとの市民権的なものであって、「正義のみならず人道の諸原則をそこなう」事態にたいする反抗であった。けれども真の市民的覚醒とよびうるものは、一八二七年のフィラデルフィアの建築労働者の十時間要求のストライキであろう。その六月の職人家大工たちの集会は、質実なニュー・イングランドの農村からもちこまれた「日の出から日暮れまで」(From sunrise to sunset)の労働制度に反対し、「万人は、まいにち自己の精神の陶冶や自己の向上のための充分な時間をもつ」という創造主

からえられたる正当なる権利を、もっている<sup>9)</sup>と信じている」がゆえに、「われわれは勤勉にはたらいいた十時間は、一日の労働として充分であると考えているむね決議」している。

この家大工のストライキを契機に、十時間運動を推進するために「職人職業組合連合」(The Mechanics' Union of Trade Associations) がそのおなじ年につくられたが、その前文はもつと直截に市民権論議をくりひろげている。「……われわれは、働くものはすべて、自身の勤勉の果実をつみとる自然の不可譲の権利をもっている、と主張したい。さらに労働(唯一の源泉)によって愉快さ・便宜さ・およびぜい沢の創造主となるものこそ、そのうちのもつともささやかで粗末なものだけでなくもつともぜい沢で立派なものにも、ひとしく享受にあづかる資格があるというのは正しいと主張したい。」「それゆえに本団体の真の目的は、人間労働の内在的価値のきり下げからかならず生ずるにちがいない破壊的諸悪をできるならばさげ、職人生産階級をして、かれらの實際的熟練や天分、国家にとってのかれらの人なる有用性、およびかれらの増大する知識が、早急に要求しはじめつつあるところの・かの真の独立および平等の状態にまでひきあげ、社会全体の幸福と繁栄および福祉をひとしく促進し——社会の有用な成員のすべてにたいして、幸福の大切な促進者としての当然の充分な分前たる閑暇をあたえるのをたすけ、こんど本連合をつうじてつくられるこの種の他の諸制度と

かんれんして、社会一般を構成するさまざまな階級と個人とのあいだに、精神的にも道德的にも政治的にもまた科学的にも、正しい力の均衡を確立するのをたすけることである」と。

一八二九年四月のニュー・ヨーク(New York)の職人たちの一集会で通過した決議にも、おなじ思想が脈うっている。「決議、創造主は万人を平等につくりたまえり。」「決議、いまや一日の仕事として極端な労働時間数を強要しようとしているものは、その市民仲間の権利にたいする侵害者であり、かれらの幸福の破壊者であり、社会の誠実なすべてのひとの怒りにまったく触れるものである。」「決議、われわれはだれのためであれ、一日十時間という正しく合理的な時間以上にははたらかないであらう」と。一八三一年のすえに生れた「ニュー・イングランド農民職人その他労働者組合」(the New England Association of Farmers, Mechanics and other Workmen)も、その翌年に十時間運動のための大会を召集したとき、「……この大会の目的は、統一的な標準により労働時間を規制し、教育および一般知識にたいする要求を促進し、労働者にくわえられている諸弊害を改革し、アメリカの自由人としてその権利を維持するために、労働者階級の努力を集中せしめる案を完成せしめることである」と宣言している。

一八三三年から一八三九年にいたる時期は、労働運動の目標が「相互共済」(Mutual Insurance)から「職業保護」(Trade

Protection)へ転ずる時期であり、すなわち共済組合が労働組合に転化する時期であつて、労働組合主義 (Trade Unionism) の時代と称せられたけれども、この時期の十時間要求もやはり市民権思想にもつづいていた。「十時間運動の旗あげ年」とされた一八三五年にフィラデルフィアでひらかれた「市民集會は、「われわれの輝しき自由な諸制度の安全と永続性は、かれら(労働者および職人)の健康や徳性や幸福に依存しているがゆえに、また社会的な安楽を促進して人の道徳的な肉体的なまた知的な柔しみを増大させるのを熱心に援助することは、さうの人間の属性をもつあらゆる人間の義務であるがゆえに、……また十時間制度は、精神の陶冶と家族関係の喜びのために若干の閑暇をあたえるであらうがゆえに」に、十時間労働日をよく主張している。まことにフォスター・ダレス (Foster Rhea Dulles) のいうように、三十年代の市民権論議は、「かれらの主張(十時間労働日)を支持するためのたんなる巧妙な議論よりもはるかに以上のもの」<sup>11)</sup>であつた。

(1) このストライキは失敗におわっているが、その原因は、各組合のなかに労働者の戦闘性をさまたげる小屈主が存在しており、そのために労働者の下部層が分裂せしめられたということにあつた。そのおなじ原因は、一八三二年の労働者の十時間要求のストライキをも敗北せしめている。

(Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. I, New York, 1947, pp. 115-116.)

(2) J. R. Commons and associates, *History of Labor in the United States*, vol. I, p. 159.

(3) J. R. Commons and associates, *A Documentary History of American Industrial Society*, Cleveland, 1910, vol. V, p. 80.

(4) *Ibid.*, p. 86.

(5) *Ibid.*, pp. 89-90. この「フィラデルフィア職人職業組合連合」の前文は、フォーナーの指摘するように (P. S. Foner, *op. cit.*, p. 103)「驚くほど近代的な響きを秘めており、高賃金に大なる購買力と一般的繁栄を意味するにはんじ、低賃金は一般的なビジネスの沈滞と破産とをもたらすものと考えられていた。すなわちその前文のいわく「……労働者は、自分の家族を養うのに、自分の賃金に依存するよりは、むしろかれの作つたりあるいは売つたりするところの種々の商品にたいする需要に依存している。もし人民の大部分が、自己の労働によって自分とその家族のために、生活に楽しみをあたえるものや必需品の充分に豊富な供給を確保することができるならば、商品とくに住居や家具や衣服の消費は、いまその提供している量のすくなくとも二倍に達するであらうし、もちろんそれによってのみ雇主が生

存または蓄積のいづれかができるところの需要も、同様におなじ割合で増大するだろう。……労働者は雇用の不足に、売手は販売について思いなやむ必要はない、また資本家も、有利な投資方法の不足をかこつ必要はない」と。

(J. R. Commons, *Doc. His.*, vol. V, pp. 87~88.)

(6) J. R. Commons, *Doc. His.*, vol. V, p. 147.

(7) *Ibid.*, p. 192.

(8) この労働組合活動の共済から職業保護への転化における根本原因は、経済が商業資本主義段階にはいったために惹きおこされたところの賃金取引をめぐる変化であった。ここにいうトレード・ユニオンズは、一八五〇年代はじめにあらわれ八十年代に確立されたユニオンズほどには体系的でも明瞭でもなく、またその前身というにはあまりにもはかないものであつたけれども、それは、正当な統一的労働価格を維持することによって職種の質を向上させ、またその利益を増進させることを目的とし、また労資間の紛争をすべて平和的に満足のいくように解決しようとする労働者の努力の基準として、一定の価格を設定することを目的としてゐた。(J. R. Commons, *His. of Lab.*, vol. I, pp. 335~338.) ところで、この時期の労働日短縮の思想は、五十年代や八十年代のように新組合主義との関係における作

業定量説であるよりは、むしろ時代を反映して市民権論識であつた。もちろんこの時期にも、チャールズ・ダグラス (Charles Douglas) やジェームズ・ストーン (James M. Stone) の作業定量論をみいだすことはできるが、それは労働組合の性格がもたらす全時代的な普遍的なものとしての立場から考察せられるべき性質のものであつて、その組合主義時代对作業定量論の關係で考えられるべきものはなかるう。とはいふものの、この区別は本質的なものではない。

(6) J. R. Commons, *His. of Lab.*, vol. I, p. 389.

(7) J. R. Commons, *Doc. His.*, vol. VI, p. 45.

(8) Foster Rhea Dulles, *Labor in America*, New York,

1949, p. 61. を引いてダレスはつぎのようにいふ。

市民としての義務をはたすために、「労働者が自分の子弟のみならず自身の教育にも、深い関心をよせていたというあらゆる証拠がある。当時の一般文化講座の満員の労働者の聴衆、移動図書館の増大せる流行、および自由公立学校の執拗な要求はすべて、教育のみが成功せる民主主義の基礎を提供しようという理想主義的確信からうまれた深い関心を証明する」と。(ibid., p. 61.)



三、人道主義のささやき

このバラ色の市民の目ざめも、一八三七年には恐慌の亀裂のなかにすいこまれてしまい、やがて四十年代にはいと、しいたげられた肉体にたいして良心の苦悶する表情があらわれた。この恐慌もたらした労働者たちの悲惨な生活の現実、人道主義と空想的社会主義との思想的カクテルの甘味にひたっていたひとびとにたいして、精神の自慰の機会をあたえた。それが労働日短縮の要求となつてあらわれるばあい、かれらは、労働者の肉体が酷使によつて蝕まれていくのをふせがねばならないとの召命を感じとつた。

この健康論議は、もちろん市民としての目ざめとともにあり、したがつて四十年代に個有のものではけつしてなかつた。たとえば、精神の陶冶のために十時間を要求した一八二七年のフライデルフィア職人家大工たちのその決議には、「ふつうの身体の手主では誠意のこもつた労働を一日に十時間以上もすることはできないし、また日の出から日暮れまで労働するという習慣のもとでは、労働者は、たえざる苦しい労働から生ずるところの神経系統その他の病に一般に冒されている」とのべられている。また一八三三年八月のマナンク (Manayunk) の労働者の市民への訴えは、その点をもつと具体的に描写している。「市民各位へ……われわれは、一年のうちこの季節に

は、朝の五時から日没まで十四時間半、朝食に半時間と夕食に一時間の休止をさしひくとしてのがり十三時間の重労働であるが、そのあいだ不健康な作業につくことを雇主からよぎなくさせている。そこでは湿度が高すぎて窒息しそうで、われわれをひやしてくれるさわやかな風をけつして感ずることがなく、また窓をとうして以外にはけつして陽の日がみられず、空気が汚い小さな綿ほこりにもつており、われわれはたえずそれを吸つて健康をそこね、食慾を減退させ、体力を破壊している」と。

このような断片的な主張は、三十年代には多く散見できるけれども、社会的な運動のエネルギーとして「健康論議がはじめて生じたのは、このとき(三十年代)よりも以上に、工場制度が充分に発展するようになってからのこと」であつた。ダレスのいうように、「労働者は、一八三〇年代にさうであつたようににはもはや自己教育と市民の義務の遂行とのためにより多くの時間の必要を強調しなかつた」のである。この変化の底ふかくには、工場制度のもたらす労働者の非人間化がとくにこの時期に進展し、さらに一八三七年の恐慌でうけたなまなましい傷痕が、まだ癒えきらぬままに悲惨な印象をあたえていた。四十年代のはじめ、ニュー・イングランドの一女工は、ニュー・イングランド紡績工場の牧歌的な描写にひやかかなことばを投げかえした。「この誇らしき共和国でわたしたちはどんな榮譽ある特権をもっているんです。もつていないいぢやありませんか？

ここでは、ニュー・イングランドの健康な一少女であるわたしは、まったくよくはたらかされて、日曜をふくめてすべての時間のちょうど半分を、一時間二仙たらずで会社にあたえているんです」と。

この時代の人道主義者は、一般に土地改革論者やフリーエ流のアソシエーションニスト (Associationist) であつた。かれらは、自己の本来の目的のために労働者の十時間運動を利用しようとしたのであつて、四十年代の健康論議は、労働者間におけるかれらの支配権争奪の努力の反映でもあつた。健康論議のよき例は、一八四四年六月のフォー・リヴァー (Fall River) の職人たちの回章にみられる。「……われわれが前文でふれた労働制度は、ニュー・イングランドの職人や労働者から一日あたり十二時間から十五時間を要求するもので、一般的にいつて人間の肉体がそれに堪えかつ健康状態を維持するというこののできないものである。この声明を確認するには、われわれは、現在の公共刊行物をつうじて年々報ぜられる死亡者数の表を、また死んだものの職業を、さらにはかれらの地上の生存をおわらしめた疾病の性質をしり、ついでこのすべての第一の原因のなかの原因をしりさえすればよい。われわれは、われわれのあいだに生ずるすべての死亡のすくなくとも五分の三は、われわれが支配されているところの一般的労働制度に直接間接に帰せしめられうることをしるであらう……そして、それと闘うのが

われわれの義務であり、かつ人間の体力にたいしてまったくかたがはたすことができないほどの無理な仕事を課するところの労働制度のほとんどまったくその結果として、ときならず基場におもむくものが年に数千人はいる……」と。

もちろん一八三〇年代の市民権論議が健康論議ときりはなせなかつたように、四十年代の健康論議も市民権論議とからみあつていた。一八四四年ボストンでひらかれた「ニュー・イングランド労働者協会」(The New England Workmen's Association) の第一回大会の決議は、そのひとつの例である。「筋肉労働にたいして現在さざげられている時間は、不当かつ不正であり、肉体的健康および精神的活力にひとしく破壊的であり、長くつづく過度の肉体の行使を要求することにより、レタリニーションすなわち社会的楽しみの機会にたいして各人がもつべき高価な権利を否定するにひとしく、直接的匡正を必要とするところの悪弊である」と。そのおなじ協会の四五年度のロウエル (Lowell) 大会は、「労働時間の短縮は、生産階級の道徳的な社会的なまた肉体的な福祉にとって不可欠であり、この有益な手段に反対するものはすべて、正義や道徳や宗教の基本的な諸原理のなほはだしくまた有害なる無視をしめすものである」と決議している。

以上のような発展過程をみると、三十年代の思想も四十年代の思想も、力点のおきどころがことなるとはいえ、基本的な差

違は存在しないようにおもわれる。つまりところは市民権論議も健康論議も、あたえられた社会的諸条件のなかで個人の存在をまもりぬこうという努力が、その時代々々に身にいつけた季節をきの衣裳にすぎなかつた。ノーマン・ウェア氏がその努力に「個人の伸張」(Personal Development)という形容を冠したとき、氏はきつたくまひつうまへんの思想をこらもらわつてつたのである。

(1) J. R. Commons, *A Documentary History of American Industrial Society*, vol. V, p. 80.

(2) *Ibid.*, pp. 330~331. なお当時の労働時間の長さはよくかん誇張があつたようにおもわれる。この点についでノーマン・ウェアはつぎのようであらう。「工場労働者が一日に十四時間から十五時間もけしではたつきはしなかつたとは、主張することはできない。それは、ときにはもっと長かつた。しかし、長い時間をしめすもろもの引用は、工場における実際の労働時間よりは、むしろ工場の閉門から閉門までの全時間をさしてゐるものと考えて、まったくおごりかえなす。」(N. J. Ware, *The Industrial Worker 1840-1860*, New York, 1924, p. 129.) かへつ「一八四〇年のちりゆる十四時間労働日は、食事時間をさしひくとせ、実際には十二時間半労働日またはそれ以下であつた。」( *Ibid.*, p. 140.)

(3) J. R. Commons, *History of Labor in the United States*, vol. I, p. 384.

(4) F. R. Dulles, *Labor in America*, p. 85.

(5) P. S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. I, p. 195.

(6) J. R. Commons, *Dec. His.*, vol. VIII, p. 87.

(7) *Ibid.*, p. 97.

(8) *Ibid.*, p. 100.

(9) N. J. Ware, *Labor in the Modern Industrial Society*, Boston, 1935, p. 97.

#### 四、ひややかなビジネス

「四十年代のニュー・イングランドの十時間運動が失敗してしまい、一八四八年の綿業の不況のうちに労働者階級の運動が消滅した」ことは、労働界にひとつの反省の機会をあたえた。かれらは、一八三〇年代中葉のユニオニズムの幻しをへつとして、あまりにも本来の領域をわすれすぎた。市民の目ざめをば政治のブルジョアをさして眺めすぎ、土改革論やフリーエ主義 (Fourierism) の社会的万能薬をあまりにも酔つたのである。いまやかれらはその空しさをなかり、「熟練諸職種は、普遍的な燃えるがごとき理想をぬぎすて、全国にうつたえるべき労働新聞のひとつをも設立せず、永続的にして独占的な組織

によってより多くの支払いをうけんとひやかかなビジネスにおちついた<sup>2)</sup>のである。これこそ、「純粋なる」(pure and simple)ユニオニズムの発生であつて、きびしい排他的な制限的慣行のあの城壁をめぐらしていた。

不況の土壤にさいた人道主義が一八五〇年代はじめの景気回復でしおれきつた一方、工場労働者の性格もとくにマサチューセツツ(Massachusetts)においていちじるしく変化した。「労働時間短縮の人道主義者の宣伝が最高潮にあつたとき、工場町はたえず労働需要をみたすために農村地区から婦人や少女を吸収した。一八四七年につづく不況期には、かの女たちのうちのいく千人もが帰郷したが、二度と工場にもどらなかつた。一八五一年—一八五二年に景気が回復したとき、かの女たちの地位は、アイルランド移民によってみだされてしまつていた」<sup>3)</sup>けれども「移民たちがニュー・イングランドの女を工場から追いだしたのではなかつた。かれらは、たんにニュー・イングランドの女たちが産業の状態によって駆逐されてしまつてのちに、その地位をしめたにすぎない」のである。かくして一八五〇年までに「紡錘のなかの精神」はうしなわれ、「大統領の歡迎に行進し、外国からの訪問者にいとも聴しげにかたり、古典の引論にみちた詩や物語りをかいた白衣の娘たち」<sup>4)</sup>は、すっかり姿をけしつていた。

一世代にわたる時間短縮の努力によって過去の陰翳さがいく

ぶん色あせたこともあつて、以上のふたつの事実を背景に労働日短縮の思想も、その面もを一変してしまつた。労働組合のひやかかなビジネスには、甘い個人思想のはいりこむ余地がなかつた。そのうえかかる個人伸張の論議は、「時間が事実上閑暇をあたええないほど長かつたときには非常に力づよい」が、「どれだけ閑暇が必要であるかという問題となつたとき、それはその立場をうしなつたのみならず、初期のニュー・イングランド女工たちなら、閑暇を『道徳的なまた知的な改善』にもちいるだろ」とみとめられたにしても、工場がますますフランス系のカナダ人やアイルランドその他の移民によってみだされつつあるとき、この仮設にたいして世間の支持をうることは、それほど容易ではなかつた」のである。かくして「個人の伸張」にかわつて「雇用の創出」(maleworld)が、いまや労働日短縮の理論の構築をささえる大地となつた。

一八五二年にボストン(Boston)でおこなわれた十時間州大会への檄文には、労働時間短縮の賃金におよぼす効果がのべられてゐるけれども、その理論構成をつうじて「雇用創出」論がくつきりとうかびでている。「賃金は交換の大法則、すなわち需要供給の法則によって支配される。労働の価格も、他のどの商品ともおなじように、この法則の作用のもとに上昇したり下落したりする。そしてどのような他のいかなる権力または法律によつても、それを制御することは不可能である。社会の欲望

によつて需要される労働生産物の一定量がそんする。またその需要をみたすべくいつでも雇用されようとする労働者の一定数がある。労働者にたいする需要が過度であるか、それともその供給が過度であるかによつて、賃金は上るか下るかするであろう。「いま労働時間が短縮されたがために、まゑとおなじ人数では、よりすくない仕事しかなされない」とすれば、「これは労働供給を減ずるにひとしいである。それゆゑより多くの労働者が要求されよう。そしてそのあらたな要求をみたすにたるものをえんとの雇主の競争の圧力は、かならず賃金の上昇を生ぜしめるにちがいない」と。

この時間短縮による労働需要の喚起と雇用の削出という論理構造は、ひとつの大胆な仮説であつた。それはときに“work-fund”とよばれ、ときに“jump of labor”または“jump of work”とよばれたところの「作業定置論」であつた。一定の社会の一定の時代には、遂行せられるべき仕事の量は限定せられていくというものが、その主張であつた。それはまた、かの陳腐な賃金基金説の仮説をも背後にひそめていた。それゆゑ「たゞず『賃金基金説』の宣託をうけてきた賃金労働者が、『作業元本』(“work-fund”)もまた存在するにちがいないときめてかかり、それにしたがつて行動したとしても、なんら驚くにたりなかつたのである。

この思想の変化とならんで面白いことに、労働時間の短縮

を達成するための方法にも注目すべき変化があつた。一般に三十年代および四十年代は、州の立法部をつうじて十時間法を制定しようとする動きがつく、英国人ジョン・クルアー(John C. Cleary)の「第一独立日」の構想もむなしかつたようである。けれども五十年代にはいると、労資の交渉による労働協約にうたつた時間短縮を確保しようとする傾向が、いちじるしくなつた。一八五三年ペンシルヴァニア(Pennsylvania)州のメディア(Media)の工場労働者たちは、この点でおおきな成功をおさめ、かれらの指導者ふたりは、団体交渉のこの方法を普及せしめるために、ニュー・イングランド諸州へと旅だつていった。だがこの動きも結局は、組合主義の「ひやかかなビジネス」の時代的反映にほかならなかつた。当時、炭坑夫たちは、このビジネスをつぎのように詩つたものである。

一歩一歩とあゆみゆきてぞ

いとながき徒をもおえうべく  
石もてアーチをきびきあぐるも

一個一個 また一個一個

組むにてぞわれらの望みも

なべてつねにはたされうべく  
おつる水の水車をまわすも

- (1) N. J. Ware, *The Industrial Worker 1840-1860*, p. 154.
- (2) J. R. Commons, *History of Labor in the United States*, vol. I, p. 575.
- (3) *Ibid.*, p. 544.
- (4) N. J. Ware, *op. cit.*, p. 150.
- (5) *Ibid.*, p. 153.
- (6) N. J. Ware, *Labor in the Modern Industrial Society*, p. 99.
- (7) J. R. Commons, *A Documentary History of American Industrial Society*, vol. VIII, p. 130.
- (8) *Ibid.*, p. 131.

- (9) N. J. Ware, *op. cit.*, p. 100.
- (10) イギリスの労働組織家だったジョン・クルアーは、アメリカにおける十時間労働日の確保の手段として、三段階の闘争方式をかんがえていた。すなわち(一)十時間問題を討議する労資会議をひらき、それが失敗すれば(二)州議会へ十時間法制定の請願をなし、またそれが失敗すれば(三)「第二独立口」として一定の日を期してゼネラル・ストライキ(General Strike)にうつたえんとする。だが主としてその計画の無謀さのゆえに、ならに重婚という個人的醜聞も手だつて、かれの運動は当然のことながら成功をみるこゝろがでなかつた。
- (11) F. S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. I, p. 191.

(1176)